

プロジェクト **ASAF 対応**項目 **本日の審議事項**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）においてご議論いただく事項についてご説明することを目的としている。

II. 2023 年 12 月開催 会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）への対応

ASAF 会議における議題

2. 2023 年 12 月 4 日にロンドンで開催予定の ASAF 会議では、以下の議題について議論することが予定されている。

議 題	発表者	予定 時間	参照 ページ
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	IASB	15 分	2
基本財務諸表	IASB	60 分	2
財務諸表における気候関連及びその他の不確実性	IASB	150 分	3

各議題の対応方針

3. 前項に記載した各議題への対応については次項以降のとおりである。

(プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題)

4. アジェンダ・ペーパーでは、2024 年 3 月 25 日及び 26 日に開催予定の次回 ASAF 会議について、以下の議題が提案されている。本議題に関して、当委員会において審議を行うことは予定していない。

(1) 料金規制対象活動

「料金規制対象活動」プロジェクトのアップデートを提供し、2023 年第 3 四半期及び第 4 四半期の IASB の暫定決定について ASAF メンバーの意見を求めるとされている。

(2) 公的説明責任のない子会社：開示

新しい IFRS 基準書の公表を前にしたエデュケーション・セッションとされている。

5. また、IASB は、2024 年上半期に排出物価格設定メカニズムに関するサーベイを実施することを検討しているとし、各法域における排出物価格設定メカニズムの性質及び普及状況に関するサーベイへの回答による協力の可否について、ASAF メンバーの意見を求めるとされている。

(基本財務諸表)**議題の概要**

6. 本セクションでは、2023 年 11 月の IFRS 諮問会議との協議の概要を含む、「基本財務諸表」プロジェクトのアップデートを提供し、近々公表予定の基本財務諸表に関する IFRS 会計基準の導入及び一貫した適用を支援するための公表後のステップについて、ASAF メンバーに意見と助言を求めるとされている。

ASAF 会議での質問事項

7. ASAF メンバーに対する質問は次のとおりである。
- (1) IASB のコミュニケーション戦略で使用する予定のハイ レベル・メッセージについて、意見はあるか。
 - (2) IASB のリソース及び利害関係者のリソースが限られていることを踏まえ、IFRS 会計基準の導入及び一貫した適用を最も効果的に支援するために、どの分野に戦略的に焦点を当てるべきか。
 - (3) IFRS 会計基準の導入及び一貫した適用を支援する計画を策定する際に考慮すべきベ

ストラクティスの例はあるか。

ASBJ の対応方針

8. 本議題及び質問事項については、ASAF 会議の審議の状況を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において審議を行うことは予定していない。

(財務諸表における気候関連及びその他の不確実性)

議題の概要

9. 本セクションでは、「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」プロジェクトのアップデートを提供し、重要性の設例及びその他の設例の開発について、ASAF メンバーに意見を求めるとされている。

ASAF 会議での質問事項

10. ASAF メンバーに対する質問は次のとおりである。

(1) 重要性に関する設例

- ① 重要性に関する設例は、企業が気候関連及びその他の不確実性の影響を報告する際に IFRS 会計基準を適用する方法を大幅に改善するか。
- ② IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」設例 C 及び設例 K の作成者による実務における適用について、どのような経験があるか。あなたの法域において、設例 C 及び設例 K に示されている概念を適用する際の課題は何か。
- ③ アジェンダ・ペーパーに示されている潜在的な設例の内容について、どのような助言があるか。
- ④ IASB が重要性に関する新たな設例を開発することを決定した場合、これらの設例は次のいずれに含めるべきか。

(ア) 教育資料

(イ) 会計基準に付属する設例

(ウ) 会計基準

(2) その他の設例

- ① 設例（重要性に関する設例を除く）は、企業が気候関連及びその他の不確実性の

影響を報告する際の IFRS 会計基準を適用する方法を大幅に改善するか。

- ② IFRS 会計基準のどの領域及び事実パターンを、設例として説明すべきと考えるか。その設例は、特定の要求事項の適用を説明するもの（単独の設例）とすべきか、又は複数の会計基準にわたる一連の要求事項の適用を説明するもの（ワーク・スルー形式での設例）とすべきか。
- ③ 設例の最適な媒体及び時期について、どのように考えているか。

ASBJ の対応方針

- 11. 本日は、本議題に関する ASBJ 事務局の気付事項についてご意見を伺いたい（審議事項(2)-2）。

以 上